

「無配当総合福祉団体定期保険」の改定について

朝日生命保険相互会社（社長：佐藤 美樹）は、平成25年10月1日より、福利厚生制度への企業・団体が抱える多様なニーズにお応えするために、「無配当総合福祉団体定期保険」を改定いたします。

朝日生命では、従来より企業・団体の死亡退職金・弔慰金規程等の財源確保を目的とする総合福祉団体定期保険（無配当タイプと有配当タイプの2種類）を取扱いしております。

昨今の経済動向および企業・団体をとりまく環境変化により、企業・団体の福利厚生制度への考え方が多様化している中、限られた福利厚生費において、いかに効果的・効率的な福利厚生制度を運営するかが重要になっております。

こうした状況を踏まえ、この度、現在発売中の「無配当総合福祉団体定期保険」について、より低廉な保険料でご契約いただけるよう改定し、また企業・団体規模によっては、現在発売中の「有配当総合福祉団体定期保険」と比較した場合も、実質保険料ベースでより低廉な保険料でご契約いただけるようになりました。

朝日生命ではこれからも、企業・団体の皆様が抱える多様なニーズにお応えするために「新商品の開発」「サービス面の向上」に取り組んでまいります。

<改定のポイント>

- 従来の無配当総合福祉団体定期保険に比べて、より低廉な保険料の実現！
- 保険金の支払実績に左右されない、安定した払込保険料の実現！

<保険料例 [第I種団体・男性・全員40歳・保険金額200万円]>

(単位：円)

被保険者数	新無配当総合福祉 団体定期保険	現行無配当総合福祉 団体定期保険	有配当総合福祉 団体定期保険	現行無配当総合福祉 団体定期保険との差	有配当総合福祉 団体定期保険との差
	年間保険料 (A)	年間保険料 (優良割引適用時の年間保険料※ ¹) (B)	年間保険料 (配当控除後の実質年間保険料※ ²) (C)	(A) - (B)	(A) - (C)
25名	140,400	157,200 (157,200)	165,000 (147,360)	▲ 16,800 (▲ 16,800)	▲ 24,600 (▲ 6,960)
100名	451,200	556,800 (507,840)	576,000 (475,200)	▲ 105,600 (▲ 56,640)	▲ 124,800 (▲ 24,000)

※1：100名以上の企業・団体において、過去3年間に死亡保険金の支払いがなく、優良割引が適用された額

※2：保険期間中に死亡保険金の支払いがなく、平成25年度の配当率に基づき支払われた配当金を年間保険料から控除した額

無配当総合福祉団体定期保険の特長

- 保険料は全額損金算入
企業・団体が負担する保険料は全額損金算入できるので、法人税・事業税・住民税が軽減されます。
 - 申込手続きは簡単
医師による診査は不要で、健康で正常に勤務されている方であれば、告知のみで申し込めます。
 - 1年ごとの契約更新
保険期間は1年で、以後お申し出のない限り更新して継続します。
 - ヒューマン・ヴァリュー特約
従業員に万が一のことがあった場合に、企業・団体が負担する代替雇用者の採用・育成費用等の諸費用の財源を保障します。
 - 災害総合保障特約
従業員が災害等に遭われた場合に、企業・団体が定める障害給付規程・入院給付規程に基づき保障します。
 - 低廉な保険料
当社の「有配当総合福祉団体定期保険」と比較して、低廉な保険料となります。
※年間保険料から当社有配当の総合福祉団体定期保険の配当金を控除した実質負担額と比較して、負担額が高くなるケースもあります。
 - 配当金の経理処理が不要
配当金がないため、企業・団体における配当金受入れ事務が発生しません。
- (注) 無配当総合福祉団体定期保険は、複数の生命保険会社による共同取扱はいたしません。

※商品の詳細については、「ご契約のしおり一約款」をご覧ください。